

## —解体等工事を始める前に—

# 届出義務者が工事の施工者から発注者へ変更になります。

改正大気汚染防止法に基づき、建築物・工作物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の内容が一部変更されました。

(平成26年6月施行)

## 何が変わったの？

改正大気汚染防止法に基づき、主に以下の内容が変更になりました。

### 【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業<sup>(\*)</sup>の実施の届出義務者が、工事の施工者から、工事の発注者又は自主施工者に変更されました。

\*吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業



施工者



発注者

### 【解体等工事の事前調査及び説明の義務付け】

解体等工事の受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。



※届出が必要な場合には、届出事項の説明も必要となります。



## 手続きはどのように変わるの？

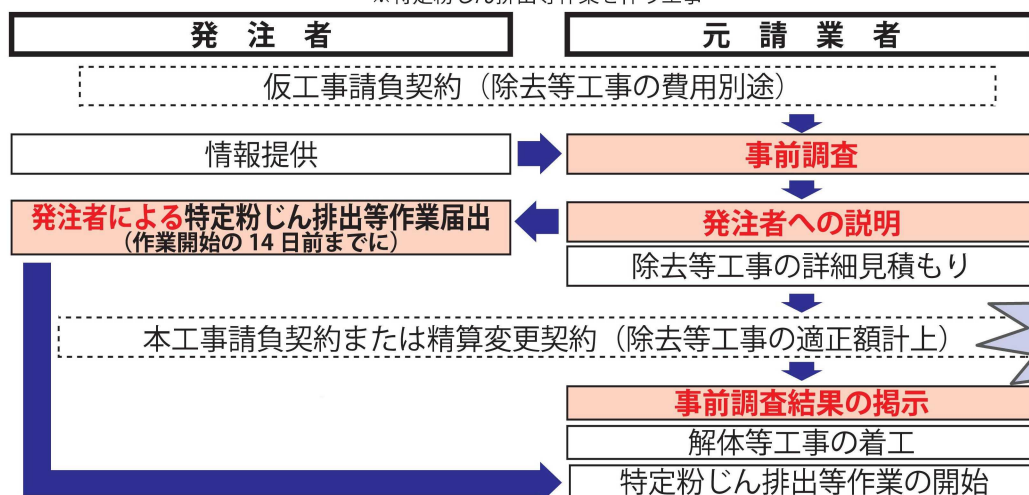
### ●作業の届出

石綿を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体、改造、補修する場合、**工事の発注者**又は自主施工者は、作業の場所、作業期間、作業の方法などについて作業を始める14日前までに都道府県などの窓口に届出をしなければなりません。

### ●新しい手続きの流れ

#### 《特定工事<sup>(※)</sup>の手順例》

※特定粉じん排出等作業を伴う工事



赤字が  
変更部分

### ★問い合わせ、届出先（管轄する保健所の環境保全課へ）

松江保健所 0852-23-1318

雲南保健所 0854-42-9668

出雲保健所 0853-21-1197

県央保健所 0854-84-9808

浜田保健所 0855-29-5559

益田保健所 0856-31-9553

隠岐保健所 08512-2-9715

このチラシに関するお問い合わせは 島根県 環境生活部 環境政策課 大気環境グループまで

〒690-8501 松江市殿町1番地 Tel 0852-22-6784 Fax 0852-25-3830 kankyo@pref.shimane.lg.jp